

## 船舶事故調査報告書

令和7年9月3日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）  
委員 上野 道 雄  
委員 高橋 明 子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和6年1月22日 08時30分頃
発生場所	山口県周防大島町小水無瀬島南方沖 小水無瀬島灯台から真方位216°960m付近 (概位 北緯33°46.2′ 東経132°23.2′)
事故の概要	漁船海友丸が揚網作業中、船長がVローラーに左腕を挟まれて負傷した。
事故調査の経過	令和6年4月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 海友丸、4.6トン YG3-62275（漁船登録番号）、個人所有 11.10m(Lr)×2.60m×0.92m、FRP ディーゼル機関、48kW（動力漁船登録票による）、昭和53年8月5日
乗組員等に関する情報	船長 62歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和58年12月21日 免許証交付日 令和5年5月19日 (令和10年12月24日まで有効)
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長ほか漁労作業員（以下「作業員」という。）1人が乗り組み、ごち網漁を行う目的で、06時00分頃に周防大島町白木漁港船越地区を出港した。 本船は、08時00分頃に小水無瀬島南方沖の漁場に到着した。 ごち網漁は、本事故当日3回の操業が予定されていた。 船長は、カップのズボンのみ、シャツ、腕抜き、作業用手袋及び救命胴衣を着用して、長靴を履いて作業を行っていたが、ヘルメットは着用していなかった。

本船は、船長が最初の操業を開始し、起点となるブイを投入した後、ブイに接続した長さが約700mのロープ及び上部に浮子と下部に約300gの沈子が約200個取り付けられた長さ約60mの袋状の網（以下「本件網」という。）を投入し、その後、回頭しながら円を描くように長さが約700mのロープを投入しながら、最初に投入したブイのところに戻った。（図1参照）

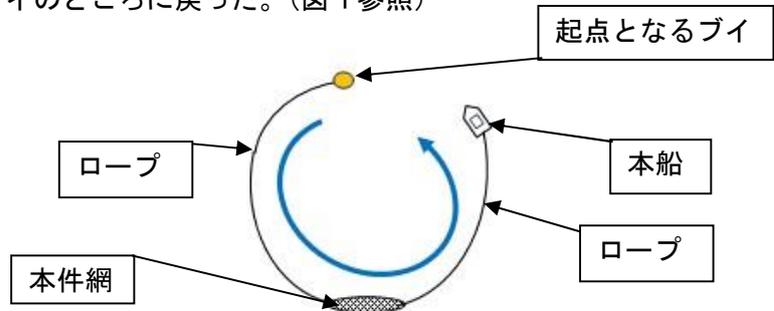


図1 漁具概略図

本船は、ブイを回収後、約3～5ノットの対地速力でえい網を行った後、主機を中立として、左右両舷側の操舵室外壁に設備された各ウインチでロープを巻き上げて揚網を開始し、ロープを揚収した。

船長は、ロープを網から外し、船尾甲板両舷に設置されているVローラーで本件網の巻き揚げを開始した。

船長は、船尾部右舷に設置されたVローラー（以下「本件Vローラー」という。）のそばで配置につき、また、作業員は船尾部左舷に設置されたVローラー（以下「左舷Vローラー」という。）のそばで配置につき、船尾方から揚がってくる本件網が浮子と絡まないように、本件Vローラー手前で本件網を捌きながら巻き揚げていた。

（写真1、図2 参照）



写真1 本船に設置されたVローラー

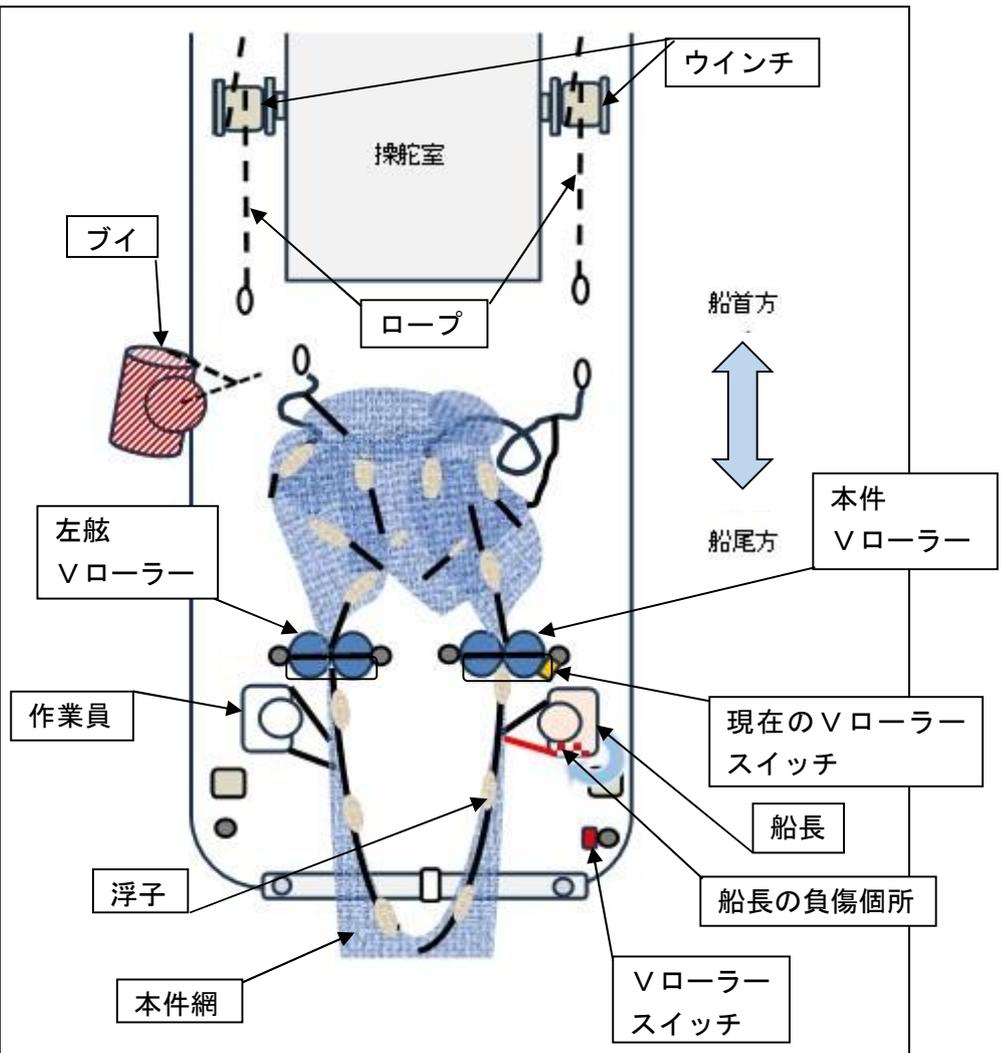


図2 配置概略図

船長は、船尾部甲板右舷側で左舷方を向いて本件網が浮子と絡まないように両手で捌きながら、本件Vローラーで本件網を巻き上げていたところ、08時30分頃、着用していた作業用手袋の左手指が本件網に絡まって解くことができず、左腕から左肩まで本件Vローラーに本件網と共に巻き込まれた。(写真2、3参照)



写真2 本件網を両手で捌く状況（船長再現）



写真3 船長の左腕が本件Vローラーに巻き込まれた状況（船長再現）

船長は、自分で本件Vローラーを停止しようとしたが、両舷のVローラーを始動及び停止するスイッチ（以下単に「スイッチ」という。）が、自身が揚網作業をしていた場所より船尾側に設置されており、手が届かず、すぐに本件Vローラーを停止することができなかった。

本件Vローラーは、上甲板から約1mの高さにあり、船長は、左腕が本件Vローラーに巻き込まれた際、とっさに本件Vローラーの下側にしゃがみ込み、頭部等を巻き込まれずに済んだ。

作業員は、左舷Vローラー付近で一緒に揚網作業を行っていたが、

スイッチが船長のいた右舷船尾側 1 か所にしかなく直ちに本件Vローラーを停止することができなかった。

船長は、左肩まで本件Vローラーに巻き込まれ、本件Vローラーを左肩が通過した後、作業員が本件Vローラーを停止した。

(写真4 参照)



写真4 スイッチの場所

船長は、携帯電話を用いて妻に本事故の発生を連絡し、別の漁船に乗っていた2人の息子に迎えに来るよう依頼した。

自宅で連絡を受けた船長の家族は、2人の親族に連絡するとともに、救急車の手配を行った。

船長は、海上保安庁に本事故の通報をしなかった。

船長は、別の漁船で来援した2人の息子に救助され、10時00頃に白木漁港船越地区に戻り、待機していた救急車で山口県柳井市の病院に搬送されて、左肩甲骨骨折と診断され、33日間の入院加療を行った。

本船は、親族の漁船と共に、操縦資格のある船長の親族1人が操船して白木漁港船越地区に帰港した。

(付図1 事故発生場所概略図 参照、写真6 本船、写真7 本船船尾 参照)

その他の事項

船長は、今まで、自身が本件Vローラーに巻き込まれると思わず、本件Vローラー至近にスイッチを設置していなかった。

船長は、本事故当時、健康状態は良好であった。

分析

乗組員等の関与

あり

船体・機関等の関与

あり

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>船長は、本船が小水無瀬島南方沖において操業中、本件Vローラーにより浮子と本件網を巻き揚げ、浮子と本件網が絡まないように捌いていたが、左腕が本件Vローラーに挟まれた際、スイッチが自身の近くに設置されていなかったことから、本件Vローラーの回転を速やかに停止することができずに左肩まで巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、左腕が本件Vローラーに巻き込まれた際、とっさにしゃがみ込み、頭部等を巻き込まれずに済んだものと考えられる。</p> <p>船長は、今まで、自身が本件Vローラーに巻き込まれるとは思わなかったことから、スイッチを本件Vローラー至近に設置していなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、家族に本事故発生連絡を行ったものの、海上保安庁には通報していなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が小水無瀬島南方沖において操業中、船長が、左腕が本件Vローラーに挟まれた際、スイッチが船長の近くに設置されていなかったため、本件Vローラーの回転を速やかに停止することができずに左肩まで巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>船長は、同種事故等の再発防止のため、揚網作業において危険が生じた際、両舷のVローラーをすぐに停止できるようにスイッチを手の届く本件Vローラー至近に移設する対策を採った。(写真5参照)</p> <div data-bbox="737 1173 1378 1536" data-label="Image"> </div> <p>写真5 移設された現在のスイッチ</p> <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Vローラー等の揚網機器を設置する小型漁船の船舶所有者は、乗組員が揚網機に巻き込まれた際、乗組員が揚網機を停止できる場所に停止スイッチを設置すること。</li> <li>・ 船長は、負傷事故が発生した場合は、負傷者の容態の悪化等の不測の事態に備えて支援を受けられるよう直ちに海上保安庁に通報すること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

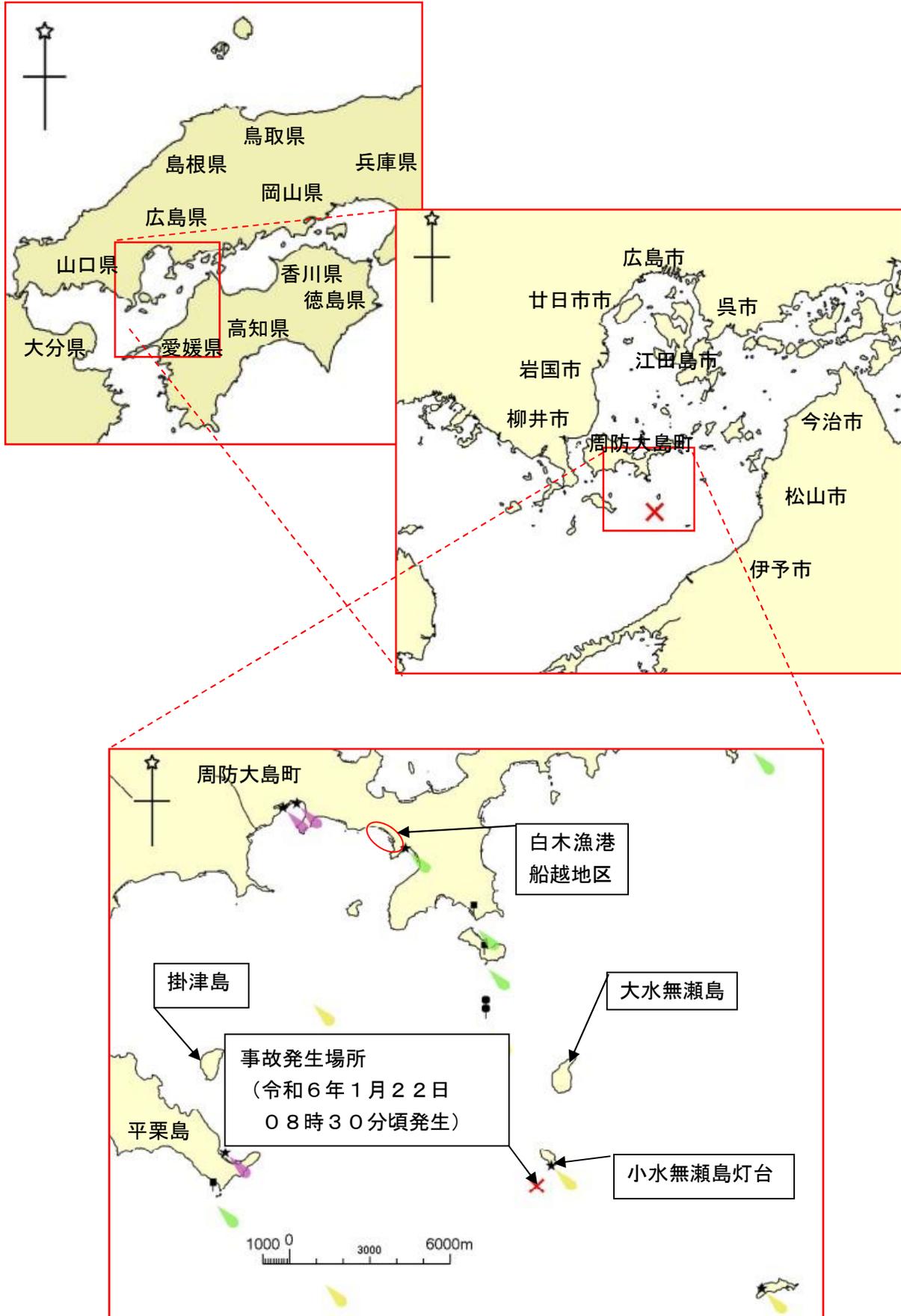




写真6 本船



写真7 本船船尾